

「ねんきん定期便」の 経緯・活用・課題



保険・年金研究部門 中嶋 邦夫

nakasima@nli-research.co.jp

1—問題意識

ここ数年、年金記録問題が年金の話題の中心になってきた。先日発足した民主党政権で、年金記録問題を指摘した長妻議員が厚生労働大臣に就任したのは、その象徴と言えるかもしれない。

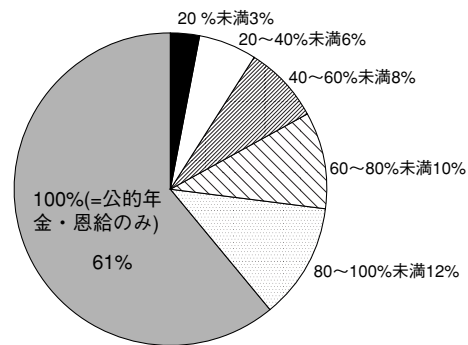
公的年金への加入記録を確認する方策の1つに、「ねんきん特別便」（以下、特別便）や「ねんきん定期便」（以下、定期便）などの年金通知がある。年金通知は、公的年金制度における政府と加入者のコミュニケーション手段として2000年頃から各国で導入されている。日本でも2002年頃から検討されてきたが、年金記録問題で一躍注目されるようになった。数年にわたる検討を経て、2009年4月から定期便が本格開始し、全加入者が毎年の誕生日に年金の加入記録と見込額の情報を受け取れる体制が整備された。

その一方で、「社会保障カード」や「年金通帳」など新たな動きが出てきており、情報提供の手段が混乱してくる懸念がある。そこで本稿では、日本における年金通知の経緯を振り返った上で、現行のねんきん定期便について解説し、今後の課題を指摘したい。

2—年金通知の意義

そもそも、政府から各加入者に送られる年金通知には、どのような意義があるのだろうか。1つの意義は、加入者の生活設計のための情報提供である。現在、高齢者世帯の収入の多くを公的年金が占めていると同時に、公的年金だけが収入源になっている高齢者が多い（図表—1）。特に近年は、少子高齢化を背景に公的年金の縮減が進んでいる。このような状況では、老後に受け取れる公的年金が、いつからいくらもらえるかを把握し、どの程度の私的準備が必要かを考えることが重要だろう。これまで将来の年金額は平均的な水準で考えられることが多かったが、実際には個人の加入状況などで変わるため、個人ごとの金額を把握しておく必要がある。また、通知を受け取って確認することが、普段の生活ではなかなかない、老後について考える機会を提供するという意味もある。

〔図表—1〕 高齢者世帯における、公的年金・恩給の総所得に占める割合の状況



（資料）国民生活基礎調査（2008年）

もう1つの意義は、公的年金制度への信頼を高めることである。公的年金制度は保険という助け合いの制度であり、かつ個人との関わりが長期にわたる制度であるため、加入者からの信頼が欠かせない^{（注1）}。公的年金制度に関する情報は、他の社会制度と同様に政府の広報やマスコミを通じて国民に伝えられているが、マスメディアからは主に事件が伝えられる傾向にある。

[図表-2] 公的年金の情報提供に関する経緯

	通知	照会応答
2001年度以前		・「被保険者記録照会回答票」(全年齢) ・「年金見込額照会回答票」(58歳以上)
2002年度		・ホームページで年金額の簡易試算(全年齢)
2003年度	・「年金加入記録のお知らせ」送付開始(希望者には「年金見込額のお知らせ」を送付・58歳到達者)	・年金見込額の照会対象を55歳以上に拡大し、電話やインターネットによる受付も開始 ・年金電話相談センターを設置
2004年度	・「国民年金保険料の納付額のお知らせ」送付開始(前年の納付者)	・年金見込額試算と年金加入記録を電子公文書で受取可能に
2005年度	・印字済「裁定請求書」や「裁定請求の案内」の事前送付(60歳到達3カ月前) ・「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書・年金加入状況のお知らせ」の送付開始	・「ねんきんダイヤル」(全国统一電話番号)を開始 ・年金見込額の照会対象を50歳以上に拡大 ・インターネットによる「年金個人情報提供サービス」を開始
2006年度	・「ねんきん定期便」(35歳向け・先行版)の送付開始	
2007年度	・「ねんきん特別便」(記録訂正候補者向け)の送付(「ねんきん定期便」の送付中断)	
2008年度	・「ねんきん特別便」(受給者向け)の送付 ・「ねんきん特別便」(加入者向け)の送付	
2009年度	・「ねんきん定期便」の本格開始(全加入者)	

(資料) 社会保険庁ホームページ(以下、特に記述がない場合は同じ)

また、第1の意義と重なるが、個人の納付状況や年金見込額がわからないことが、加入者の不安や不信を招いている可能性がある。政府が個人ごとに発行する通知によって、そのような情報不足を補ったり、記録の確認を政府と加入者の間でやり取りすることでコミュニケーションがとれ、公的年金制度への信頼や加入の納得度を高めることが期待される。

年金見込額は年金を受け取る直前にあたる58歳以上でないと照会できなかった。また、ドットプリンターなど当時の技術的な制約もあり、照会して入手できる資料は語句が省略して印字されたもので、一般の加入者が簡単に理解できるものではなかった(図表-3)。

3—年金個人情報の提供に関する経緯

日本における年金個人情報の提供に関する経緯は図表-2のとおりである。政府が加入者に対して能動的・積極的に年金個人情報を提供する「通知」は、2003年度まで存在しなかった。2002年度以前は、自ら社会保険事務所に出向いて来た人にのみ受動的・消極的に情報提供する「照会応答」の仕組みのみであり、そのうえ、年

[図表-3] 2002年度以前の年金個人情報資料

(注) この図表はイメージを把握するために掲載した。詳細は出典を参照されたい。

(資料) 石渡(2007) p.59, 89より引用

2000年前後に、米国の「Social Security Statement」やスウェーデンの「オレンジ・レター」などの年金個人情報の通知が始まり、若年層も含めたほとんどの加入者に、加入履歴や年金見込額などが政府から毎年通知されるようになった^(注2)。日本では、2004年3月に58歳到達者への「年金加入記録のお知らせ」が導入され、年金個人情報の通知がスタートした。同時に、年金見込額照会の受付が電話やインターネットに拡大され、従来のように社会保険事務所に出席する必要がなくなった。また、通知される資料が従来のものよりも親しみやすくなった(図表-4)。しかし、年金見込額情報の提供対象は、拡大されたとはいえ55歳以上にとどまった。これは、1997年1年に導入された基礎年金番号をもとにした年金個人情報の整理(名寄せ)が、予算の制約などから、受給開始が近い世代から順に実施されたためではないかと推察される。

【図表-4】 2003年度に開始した通知



(注) この図表はイメージを把握するために掲載した。詳細は社会保険庁ホームページを参照されたい。

若年者も含めた全加入者向け年金通知の契機となったのは、1990年代後半から広がった、若者を中心とする公的年金制度への不信感や不安感である。厚生労働省が2004年改正に向けて2002年12月にまとめた「年金改革の骨格に関する方向性と論点」(以下、厚生労働省(2002))では、2004年改正の5つの基本的視点の第1に「若い世代を中心とした現役世代の年金制度に対

する不安感、不信感を解消すること」を、第4に「現役世代が将来の自らの給付を実感できる分かりやすい制度とすること」をあげている。これらの視点にたった具体的な施策として、厚生労働省(2002)では、「ポイント制の導入と年金個人情報の通知」を提案した。当時考えられたポイント制や通知のイメージは、図表-5のとおりである。ポイント制は、(a)ポイント増加を通じて拠出実績や加入実績に応じた年金見込額の増加がわかりやすい、(b)金額の算定式がわかりやすい、などの理由でドイツのものを参考に検討された。しかし、有識者などからは、もともとポイントを基に年金額を算定するドイツと異なり、もともと金額で算定されていた日本にポイント制を持ち込むのはかえって分かりづらいなどの意見があった。また、2005年10月には、臼杵らが厚生労働科学研究費政策科学推進研究事業の一環として、スウェーデンの年金通知の作成に携わったAmelie Von Zweigbergk氏を招聘し、社会保険庁などと意見交換を行った。

【図表-5】 2002年時点のポイント制と通知の案

ポイント制のイメージ

(1) 基礎年金
 $年金額 = 基礎年金ポイント \times 単価(年金現在価値)$
 保険料納付1年で1ポイント
 (40年間の保険料納付で40ポイント)

(2) 報酬比例年金
 $年金額 = 報酬比例年金ポイント \times 単価(年金現在価値)$
 毎年のその人の賃金をその年の被用者全体の平均賃金で割って点数化
 (例えば、平均的な給与で1年間保険料を納めた場合を1ポイントとする。標準的な労働者は、40年間の勤務で40ポイントとなる。)

○単価=804,200円(基礎年金満額)/40(年)=20,105円(月当たり1,676円)
 ○単価(年金現在価値)は、国民生活の動向等を踏まえて政策決定

○40ポイント獲得した場合に標準的な年金額を受給できるように設定
 ○単価=1,230,037円(モラル年金相当額)/40(年)=30,751円(月当たり2,562.6円)
 ○単価(年金現在価値)は、賃金等の上昇に応じて改定

《年金個人情報の提供(通知)の具体例》

- 全被保険者を対象として、定期的に(例:1年ごと)年金情報を提供(通知)する仕組みを導入する。
 - ・一定年齢(例:25歳以上)の被保険者を対象とすることも考えられる
 - ・段階的に通知対象者を拡大。
 - ・一定年齢ごとに通知の頻度を変えることも考えられる(例:40歳以上の者は毎年、40歳未満の者は2年に1回)
- 年金ポイント(直前1年間の実績及び累計総ポイント数)、現在の年金加入期間、年金見込額等を通知する。
 - ・年金見込額として具体的に何を通知するかは、今後具体的に検討する
- (例)・現在障害になったと仮定した場合の障害年金額
 - ・過去のトレンドに沿って今後も年金ポイントが増加していくと仮定した場合の老齢年金見込額
 - ・現在までに獲得した年金ポイントにより将来受給することができる老齢年金見込額

(資料) 厚生労働省(2002)

その後、社会保険庁が2006年11月の意見募集用に提示した定期便の案では、ポイント制の導入は見送られ、保険料の納付額と年金見込額が金額で示されることになった。なお、年金見込額は、全年齢を対象にこれまでの加入実績に応じた年金見込額が示され、加えて、50歳以上には60歳まで加入し続けた場合の年金見込額が、50歳未満には年金額早見表が示される案であった。募集した意見を受けて2007年2月の社会保険事業運営評議会に示された案では、納付額や見込額を1ページ目に移動したり、早見表を、空欄に自記する計算シートに変えるなどの改善が行われた(図表-6)。

〔図表-6〕 2007年2月時点の定期便案(抜粋)



(注) この図表はイメージを把握するために掲載した。詳細は社会保険庁ホームページを参照されたい。

2007年3月には、35歳向け定期便の送付が開始された。60歳までに公的年金の受給資格を得るためには、遅くとも35歳から保険料を納める必要があるため、厚生労働省(2002)の段階から35歳向け通知が検討されていた。この定期便は加入履歴のみだったが、全年齢向け定期便の開始にあわせて、2008年4月からは年金見込額も記される予定であった。

しかし、年金記録問題への国民の不安や批判が高まり、政府は、(a)特別便(図表-7)の2007年12月からの送付、(b)35歳向けおよび58歳向け通知の中断、(c)全年齢向け送付の1年延

期、を決定した。この措置により年金見込額の通知が1年遅れることになったが、加入履歴の確認については、(a)当初案では定期便をもとに加入者自身が行う形になっていたものが、社会保険庁側で一旦確認する形になった、(b)問題が社会的になったことで通知を受け取ってからの確認作業が周知された、(c)受給者にも送付された、というメリットもあった。

〔図表-7〕 2007~2008年に送付された特別便

(注) 中略部分は筆者が加工

4—ねんきん定期便の解説・評価・活用法

そして、2009年4月から、当初計画の1年遅れで全加入者向けの定期便がスタートした。本節では、2009年度の定期便を解説するとともに、その評価や活用法について触れていきたい。

(1) 全般

まず、内容物に触れる前に封筒に着目したい。2006年度に先行実施された35歳向け通知や特別便はA4サイズを3つ折りにした大きさだったが、2009年度の定期便はA4サイズの封筒に入

っている。また、特別便に未回答の場合には、通常の水色とは異なるオレンジ色の封筒が使われており、注意喚起に一役買っている。

定期便の内容は、図表-8のとおりである。特別便の目的は加入履歴の確認・整備であったが、定期便では老後の年金見込額など加入者の生活設計のための情報提供が第1の目的となっている。それを示すように、50歳未満向けと50歳以上向けの双方で、年金見込額が1ページ目に記載されている。ただ、後述のように両者は意味合いや計算の前提が異なっているので注意が必要である。

特別便から引き続きの目的である加入履歴の確認・整備については、2009年度は全加入者一律に詳細な情報が提供されるが、経費効率の観点から2010年以降は節目の年齢である35歳、45歳、58歳到達者のみ詳細な情報が提供される。そのため、2009年度の通知はきちんと保管するのがよいだろう。

【図表-8】「ねんきん定期便」の概要

	ねんきん特別便	ねんきん定期便			
		50歳未満	50歳以上	受給中(注1)	
対象者	被保険者・受給者	被保険者	被保険者	被保険者(注1)	
送付時期	一定期間	毎年の誕生日(1日生まれは前月)			
内容	年金見込額等	なし	あり	なし	なし
	既定時の年金見込額	なし	なし	あり	なし
	試算シート	なし	あり	なし	なし
	過去の保険料累計	なし	あり	あり	あり
加入履歴	加入制度	あり	あり(注2)		
	勤務先	あり	あり(注2)		
	加入期間	あり	あり(注2)		
	加入月数	あり	あり(注2)		
	月別保険料	なし	あり(注3)		
	月別報酬額	なし	あり(注3)		

- (注1) 働きながら年金を受給している場合など。
- (注2) 2009年度の全加入者と、2010年度以降の35歳、45歳、58歳到達者のみ送付。
- (注3) 2009年度の全加入者と2010年度以降の35歳、45歳、58歳到達者は全加入期間分、それ以外は直近1年分のみ。

(2) 年金見込額

50歳以上向け通知には、これまでの加入履歴に加えて、60歳まで現在と同じ給与をもらい続けたと仮定して計算された金額が載っている。このため、今後、給与が下がったり60歳まで働かなかった場合には、記載の金額より減ることになる。50歳以上は、これまでの加入期間が長い場合ほど今後の給与の影響はないが、変動することには留意が必要である。また、この金額には厚生年金基金や公務員共済等から支給される分、配偶者の有無などで変わる加給年金や振替加算が含まれていない。そのため、該当する場合には金額が増える。これらも合わせた見込額が欲しいところだが、そこまで至って

【図表-9】「ねんきん定期便」の1ページ目 (50歳以上向け)

ねんきん定期便

内容に関するご質問は「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ！
TEL 0570-058-555
※一部のIP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

差出人 社会保険庁
〒168-8505 社会保険業務センター
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

この「ねんきん定期便」は、あなた様のこれまでの加入記録をご確認いただくとともに年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や将来受け取る年金額の見込みなどの年金に関する情報を定期的にお送りしております。
記載内容に「あり」や「なし」がないかご確認をお願いします。加入記録の確認の流れや加入記録の確認のポイント等につきましては、同封のリーフレットをご覧ください。
「ねんきん特別便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、現在、社会保険業務センターや社会保険事務所が調べておりますので、この「ねんきん定期便」には反映されておられません。調査が終了しましたら、社会保険業務センターや社会保険事務所から調査結果をお届けしますので、今しばらくお待ちくださいようお願いいたします。
この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されております。

基礎年金番号 生年月日 年 月 日
(基礎年金番号及び生年月日は、お問い合わせの際に必要となります。)

※ このお知らせの見方は、リーフレットの2～3ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間

第1号被保険者 (未納期間を除く)	国民年金		厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計 (未納期間を除く)
	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

2 老齢年金の見込額 (※老齢年金の見込額が出力されていない場合は、リーフレットの6ページをご覧ください。)

年金の 見込額 と 年金 額	基礎年金		厚生年金		老齢基礎年金	
	特別支給の 老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の 老齢厚生年金 (定額部分)	特別支給の 老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の 老齢厚生年金 (定額部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (定額部分)
円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【国民年金+厚生年金保険合計】	(累計額)	円

お示ししている年金加入期間には、自治組合員記録に関する加入期間は含んでおりません。
※ 既、社会保険庁と自治組合員等の間で記録の照合が行っているところです。

(50歳未満向け (抜粋))

2 これまでの加入実績に応じた年金額	
(※これまでの加入実績に応じた年金額が出力されていない場合は、リーフレットの7ページをご覧ください。)	
(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額) 円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額) 円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額 【老齢基礎年金+老齢厚生年金】	(年額) 円

◆上記の年金額を、仮に20年間受給した場合の合計額は 円になります。

(注) 50歳未満向けは、50歳以上向けと異なる部分を抜粋。

ないのが現状である。

一方、50歳未満向けの「これまでの実績に応じた年金額」は、50歳以上向けと異なり、今後の加入が計算基礎に含まれていない。将来の年金額を知るには不十分だが、この欄を継続的にみること、加入期間の増加が年金額の増加につながっていることを実感できるだろう。

50歳未満の方が将来の年金額を知るツールとして、「将来の年金見込額をご自分で試算できます」という試算シートが同封されている。これまでも類似のものが雑誌などに載っていたが、個人の加入履歴が反映されているのが特長である。試算シートは基礎年金と厚生年金に分かれている。基礎年金は、これまで保険料の未納や免除の期間がなく今後も保険料を納付し続ける場合には、満額の年間約79万円と見込んで差し支えない^(注3)。一方、厚生年金の見込額には給与が関係してくるため、個人ごとの計算が必要である。試算シートの厚生年金部分(図表-10)のうち、これまでの加入実績に応じた年金額は、予め計算式が示され年金額も印字されている。今後の加入期間については、計算に必要な給与(標準報酬)や乗率は印字済なので、今後の予定加入期間、すなわち今から年金を受け取るまでに働く月数を記入して、これらを掛け算して試算出来る。ただ、印字済の給与(標準報酬)は、各人の標準報酬の2003年4月以降の平均値となっている。このため、今後の給与の見込みがそ

[図表-10] 50歳未満向けの試算シート(計算例)

(老齢厚生年金の見込額の計算例)	
<p>現在以降、65歳まで勤務されると仮定した場合の例です。 平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額(おおよね、月給+賞与の1/12)の実績は、373,596円ですが、 現在以降、65歳まで勤務し、現在から退職時までの平均の標準報酬額を50万円と仮定した場合の例です。 ※ 月給については、上限62万円から下限9万8千円、賞与については、1回150万円までの範囲内となります。</p>	
◆これまでの加入実績に応じた年金額	
平成15年3月までの平均の標準報酬月額(月給のみ)	242,000円
平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額(おおよね、月給+賞与の1/12)	373,596円
◆今後、退職時まで勤務される期間及びその間に受けた給与・賞与に基づく年金額	
平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額(おおよね、月給+賞与の1/12)を仮定	500,000円
今後、退職時までの平均の所得見込み額(おおよね、月給+賞与の1/12の平均額)に自身で置き換えて記入してください。 <small>(注) 標準報酬額を記入した場合は、標準報酬額と同様の上限、下限の限度額の範囲内の金額で計算してください。</small>	-979,596円
【厚生年金の見込額】	① + ② = 1,292,100円

※この計算例においては、厚生年金の加入期間の増加が年金額の増加につながることを実感していただくため、厚生年金基金の加入期間も通常の厚生年金加入期間とみなして計算しています。

の水準より増えるか減るかを考え、自身の予想給与に置き換えて試算した方が現実的だろう。

このように、50歳以上向けにせよ50歳未満向けにせよ、印字されたものを見たり、試算シートを使って計算することで、個人の加入履歴に基づいた年金見込額を確認できる。しかし、これらの見込額は定期便が作成された年度の計算方法に基づいた金額になっている。将来に受け取る年金額は、今後の、(a)各人の給与や加入期間、(b)日本全体の物価や賃金の上昇、(c)制度変更、などによって変化するので注意が必要である。このうち、(a)は、試算シートを活用する際に現在分かっている範囲で織り込むことができる。(b)は、確かに将来の額面(名目額)に影響するが、生活設計のためには現在の価値(金銭感覚)で評価できるよう、これらを織り込まない実質値で考える方が分かりやすいだろう。

(c)については、今後どのような改正があるかは予測不可能だが、すでに決まっている改正は織り込んだ方が現実的だろう。ただ、すでに決まっている改正といっても、2004年改正で導入されたマクロ経済スライドや、2000年改正で実施された物価スライドへの変更は、将来の経済や人口の状況によって影響が変わってくる。しかし、給付削減の仕組みがあることには違いないので、例えば政府見通しの基本ケースに沿うなどして削減を織り込んでみるのがよいだろう。基本ケースを織り込むには、定期便で確認した年金額に、年金の種類や生まれた年度、年金の受取時期に応じた係数を掛ければよい(図表-11)^(注4)。

図表-12には計算例を示した。ここでは、1964年度生まれ(1964年4月2日生まれの人と同じ学年)で、定期便で確認した年金額が、基礎年金79万円(基礎年金の満額)、厚生年金(報酬比例部分)129万円の合計約208万円の場合を考える。この人が65歳の時に受け取る年金額は、

現在の価値でみて、基礎年金が約67万円（＝79万円×85÷100）、厚生年金が約116万円（＝129万円×90÷100）で、合計約183万円となる。85歳の時は、基礎年金が約47万円（＝79万円×59÷100）、厚生年金が約93万円（＝129万円×72÷100）で、合計約140万円となる。

〔図表-11〕 制度改正の影響を加味する方法

○基礎年金
 定期便で分かった基礎年金の額 \times 下の左の表の係数 $\div 100 =$ (A) 万円

○厚生年金（報酬比例部分）
 定期便で分かった厚生年金の額 \times 下の右の表の係数 $\div 100 =$ (B) 万円

○合計
 (A) + (B) = \square 万円

◆基礎年金	年金を受け取る年齢				
	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳
生まれた年度					
1944	100	93	84	75	67
1949	97	89	78	69	63
1954	92	83	73	65	59
1959	88	79	70	62	59
1964	85	75	67	62	59
1969	78	71	65	60	59
1974	74	68	63	59	59

◆厚生年金（報酬比例部分）	年金を受け取る年齢				
	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳
生まれた年度					
1944	100	89	82	75	73
1949	95	86	81	75	72
1954	90	83	77	72	72
1959	90	83	77	72	72
1964	90	83	77	72	72
1969	90	83	77	72	72
1974	90	83	77	72	72

(注) 1974年度生まれ以降は、1974年度生まれと同じ。
 (資料) 社会保障審議会年金部会資料（2009/5/26）より筆者が推計

〔図表-12〕 制度改正の影響を加味した例

◆前提
 ・生まれた年度 **1964** 年度
 ・ねんきん定期便で分かった基礎年金の額 **79** 万円
 ・ねんきん定期便で分かった厚生年金の額 **129** 万円

◆65歳のときに受け取る年金額

○基礎年金
 $79 \text{ 万円} \times 85 \div 100 = 67 \text{ 万円}$

○厚生年金（報酬比例部分）
 $129 \text{ 万円} \times 90 \div 100 = 116 \text{ 万円}$

○合計 **183** 万円

(資料) 筆者推計

(3) 加入履歴

過去の加入制度や勤務先、それに対応する加入期間や加入月数を記載した「年金加入履歴」は、特別便や2003年度から実施された「年金加入記録のお知らせ」と同じ形式である。加入者は、この資料をもとに加入期間の漏れや誤りがないかを確認することになる。1つ注意したい

のは、この資料では公務員などの共済組合への加入期間が、未加入期間と同様に扱われている点である（注5）。年金受給資格の判定や年金額の算定には月数だけ管理しておけばよいから、効率化の観点からデータが連携されていないのかも知れないが、情報の統合を進めて欲しいと思う。なお、前述のように、2009年度の「年金加入履歴」は保管するのがよいだろう。

〔図表-13〕 「年金加入履歴」シート

これまでの『年金加入履歴』です
 お示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください
 （裏面の解説もご覧ください）

お示している年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。
 ※ 国民年金、社会保険料と共済組合等との履歴交換により記録の補正を行っているところです。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、リーフレットの4～5ページをご覧ください。					
====【中略】=====					
⑦国民年金					
納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	免除月数	納付済月数
⑧厚生年金保険					
加入月数(標準)	加入期間(標準)	加入月数	加入期間	⑨年金加入期間合計(未納月数を除く)	
国民年金保険料納付月数(両欄)					
【備考欄】					

(注) 中略部分は筆者が加工

加入履歴に関する資料のうち、今回の定期便から新たに追加されたのが、国民年金保険料の月別の納付状況と、厚生年金の標準報酬と保険料納付額の月別の状況である。国民年金保険料の納付状況は、2005年に開始された「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」のハガキに当年の納付分が記載されていたものと同様である。しかし、厚生年金に関する情報は、1年間に国民年金と厚生年金の両方の加入期間が混在している場合を除き、これまで提供されてこなかった。厚生年金においては、悪質な事業主が保険料負担を軽減するために標準報酬を過少に申告するケースが指摘されており、加入者の年金額に影響を与える問題となっている。特別便で加入期間の漏れや誤りがなかった場合でも、定期便を確認しておく必要があるだろう。これらの月別状況は、2009年度の全加入者と、2010年度

以降の35歳、45歳、58歳到達者には全加入期間分が送られるほか、それ以外の加入者にも直近1年分が毎年送付される。年金記録問題では、年金の受給手続きの時まで、記録管理を政府に任せきりにしていることが一因となったという指摘がある。今後は、1年毎に加入者自身がきちんと確認するのがよいだろう。

【図表-14】 月別状況の資料

これまでの国民年金保険料の納付状況です お示している納付状況に「誤り」がないかご確認ください (裏面の見方をご覧ください)															
年度	納付済月数等の内訳			月別納付状況											
	納付	学生納付特例	未納	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ 昭和51年以前の国民年金保険料納付状況の一部については、年度単位で管理しているものがあり、各月毎の納付状況が確認できない場合があります。その場合の月別納付状況欄は「***」が表示されます。															
【中略】															

厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です お示している金額が当時の実際の報酬と大體に相違していないかご確認ください (裏面の解説もご覧ください)													
年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ プランク(空白)の月については、厚生年金保険に加入していない月となりますが、国民年金または共済組合等に加入している月の場合も、同様にプランク(空白)で表示されていますので、「年金加入履歴」とあわせてご確認ください。													
標準報酬 標準賞与 納付額 標準報酬													
【中略】													
※ 国3公社共済組合(JR、JT、NTT)及び森林共済組合の組合員以前の保険料納付額は、ハイフン「-」で表示されます。													

(注) 中略部分は筆者が加工

5—年金通知に関する実証研究

年金個人情報通知の効果については、いくつかの実証研究が行われている。特別便や定期便の開始前に行われた研究では、仮想的な年金通知を使った実験が行われている。臼杵ほか(2005)は、国民年金の加入者を対象に6タイプの仮想通知を提示し、(a)保険料と予測給付を知らせると加入や納付の意欲が高まる、(b)保険料と給付については、年額ではなく生涯の総額を知らせる方が効果がある、などを明らかにした。

臼杵ほか(2006)は、40代後半から50代前半の男性の厚生年金加入者を対象に実施したグループ・ディスカッションをもとに仮想的な通知を作成し、それに対する感想を50代前半の男性厚生年金加入者を対象にアンケート調査してい

る。その結果、(a)将来の見込額は複数の仮定に基づくものが望ましい、(b)年金見込額と年齢との関係を表形式にする方がわかりやすい、(c)受給資格を得た時点でその情報を送付されたいと考えている、(d)在職老齢年金の情報はその時にならないと実感がわからない、などの知見を得ている。

臼杵ほか(2008)は、30~40代の男性の厚生年金加入者を対象に、通知送付群団と非送付群団とを比較するWebアンケートを使った実験を行い、(a)年金制度についての事実、制度改正の目的や効果、制度を評価する視点を説明した通知を送付することで制度への納得度が向上する、(b)納得度の水準は、時間選好率、学歴、政府への信頼などと相関があり、通知による納得度の改善効果には限界がある、(c)単に制度の仕組みなど事実の記述だけでなく、制度改正の目的や効果を評価する視点について説明(メッセージ)を加えたことで、納得度が向上する可能性がある、などの知見を得ている。

四方ほか(2009)は、国民年金の第1号被保険者を全国規模で割り当てた大規模なWeb調査で、画面上で満額の年金年額を通知した群団と非通知群団との意識の差を比較している。その結果、(a)もともと給付額を高く予想していた場合は、年金額の通知によって支払ってもよいと思う保険料の水準が低くなるが、(b)通知そのものは支払ってもよいと思う保険料の水準を高める効果があること、を明らかにした。

現実の年金通知を対象にした実証研究は、現在までのところ存在しない模様である。ここでは、筆者らが個人の資産選択に関する調査を行った際に盛り込んだ、特別便に関する設問の分析結果を紹介する。今回の調査は、30~40代の男性会社員を対象に、Web形式で2009年2月に実施した。年金通知に関する設問は、(a)通知との接触度に関する複数の設問と、(b)特別便を読

んで自身の老後のための資金についてどの程度考えたか、の2種類とした。その他、老後の年金額の予想水準や、その変動幅の予測なども尋ねた。その結果、通知との接触度が高いほど、通知を読んだ後に老後についてよく考える傾向が見られた(図表-15)。一方、通知との接触度と、年金額の予想水準や変動予測との有意な関係は見られなかった。これらの結果から、特別便を読むことが老後について考える機会を提供している可能性が読み取れる(注6)。

【図表-15】「ねんきん特別便」効果の分析結果

	サンプル数	老後資金について、どの程度、具体的に考えたか						
		1かなり考えた	2わりと考えた	3どちらからかといえど考えた	4どちらからかといえど考えなかった	5あまり考えなかった	6ほとんど考えなかった	7考えたかどうか、忘れた
通知との接触度								
しっかり読んだ	100	9%	21%	30%	13%	8%	15%	4%
一通り読んで回答した	450	8%	14%	23%	15%	19%	15%	5%
一通り読んだが回答せず	96	2%	15%	22%	22%	16%	18%	6%
ザッと読んだ	82	1%	9%	16%	18%	22%	23%	11%
開封しただけ・開封せず	29	7%	10%	10%	3%	7%	34%	28%

(資料)筆者らの調査結果から作成(本文参照)

6—今後の課題

ここまで見てきたように、年金個人情報に関する政府の姿勢は、従来の受動的・消極的な照会応答から、能動的・積極的な通知へとシフトしてきている。この動きは年金記録問題が指摘される以前から始まっていたが、年金記録を整備するための特別便で注目を集めるようになった。特別便を作成・発送するために当初の計画から1年遅れたが、2009年4月から定期便がスタートし、来年度以降も継続されて、日本でも年金通知が定着していくものと思われる。

定期便は、当初案のポイント表示から金額表示への修正、これまで納付した保険料の記載、通知を受け取った人からの照会受付体制の充実、など評価すべき点が多い。定期便自体の残され

た課題には、(a)今後予定されている制度改正の織り込み、(b)年金制度の意義や仕組み、メリットの伝達、(c)内容や表示方法の継続的な見直し、が挙げられる。(a)は、すでに本文中で指摘したとおりである。(b)は、前述の臼杵ほか(2008)で納得度が向上する効果が確認されており、2006年に先行実施された35歳向け定期便には、制度の概要や受給資格の要件、障害年金や遺族年金の存在、生きている限り受け取れること、が掲載されていた。最近の通知では割愛されているようだが、復活を期待したい。(c)は、例えば公務員などの共済組合と記録や通知の統合を進めたり、国民年金と厚生年金の加入履歴資料を統合して見やすくするなどが考えられる。スウェーデンでは、毎年、少数への聞き取りと多数へのアンケートを組み合わせ、通知の読みやすさや効果、改善点を調査している。その結果、運営機関が異なるためにページが分かれていたものが1ページにまとめられるなどの改善が行われている。

また、通知以外も含めた視点では、(a)通知の開封や活用を促す広報、(b)近年検討されてきた「社会保障カード」(注7)や、民主党が政権公約で打ち出した「年金通帳」との機能分担、などが課題である。(a)は、先行研究でも明らかのように、年金通知を読んでもらえれば老後準備や制度理解の効果が期待できるが、読んでもらうための工夫(注8)や読んだ後の具体的な行動を促す工夫が必要だろう。スウェーデンやドイツの政府は、公的年金にとどまらず、高齢期の所得保障全体を政策課題に挙げ、年金通知を私的な老後準備を促す手段と位置づけている。日本政府にその視点はまだないようだが、公的年金の削減とセットで考えていくべき課題であろう。

(b)については、カードや通帳によって、加入履歴や年金見込額を身近に確認できるようになる点は評価できる。しかし、通知が政府の能

動的な行動であるのに対し、カードや通帳は受動的な照会応答となる点に注意が必要である。仮に定期便の代替としてカードや通帳を導入することになれば、政府からの能動的な情報提供がなくなってしまう。また、通帳という形態は、銀行取引における通帳が使えないコンビニエンス・ストアのATMや通帳無し口座の普及、機械的な制約によって提供される情報が限定される点、などを考えると、新たなレガシーシステム^(注9)となる懸念がある。そこで、定期便の代替ではなく、「年金個人情報提供サービス」や「年金見込額照会」の一媒体として定期便と併存してはどうだろうか。現在、「年金個人情報提供サービス」はパソコンからしか利用できないため、パソコンが身近でない加入者は電話や窓口で照会するしかない。利用できるATMが多ければ、電話や窓口よりもカードや通帳の方が利便性は高いかも知れない。また、近年は記録の統合や通知の整備が優先されたためか、「年金個人情報提供サービス」や「年金見込額照会」が分立しているなど、照会応答体制の整理が十分でない。既存の仕組みとの役割分担を考えながら、有用で効率的な仕組みを期待したい。

<参考文献>

- 石渡登志喜 (2007), 『年金画面・通知書類の見方・読み方』, 日本法令。
- 白杵政治 (2005), 「海外における被保険者への情報提供の状況」, 『個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究 平成16年度総括研究報告書』(厚生労働科学研究費政策科学推進事業), pp.129-150, 259-319, http://www.nli-research.co.jp/project2/pension_forum/。
- 白杵政治・中嶋邦夫・北村智紀 (2005), 「保険料と受給額を知らせる通知のタイプ別の効果: 実験による検証」, 『個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究 平成16年度総括研究報告書』(厚生労働科学研究費政策科学推進事業), pp.77-105。
- 白杵政治・中嶋邦夫・北村智紀 (2008), 「厚生年金制度に関する通知の送付とその効果」, 『季刊・社会保障研

究』, Vol.44, No.2, pp.234-251。

- 白杵政治・中嶋邦夫・北村智紀 (2006), 「公的年金の給付と負担に関する通知の効果と課題」, 『年金と経済』(年金総合研究センター), Vol.25 No.1, pp.39-48。
- 四方理人・駒村康平・稲垣誠一・小林哲郎 (2009), 「国民年金納付者行動と年金額通知効果の統計分析」, R C S S ディスカッションペーパーシリーズ, 第82号。
- 中嶋邦夫 (2009), 「年金情報通知による参加インセンティブの向上策」, 駒村康平編『年金を選択する: 参加インセンティブから考える』, 慶應義塾大学出版会。

- (注1) 制度および制度の運営者に対する信頼が必要なことは、賦課方式であっても積立方式であっても変わらない。
- (注2) 各国の通知については、白杵 (2005) や中嶋 (2009) を参照。
- (注3) 20歳から就職までの間に国民年金に非加入の場合は、満額を受給するために60歳以降も継続加入するか、非加入1年当たり約2万円減額された年金額を受給することになる。
- (注4) 図表-11の表は、厚生労働省の公表資料を使って計算したが、資料の制約から、生まれた年度や年齢が5年刻みになっている。中間の生まれ年や年齢での年金水準を推計するには、前後から係数を類推していただきたい。
- (注5) ねんきん定期便に同封されているリーフレットにはこのような注意書きがあるが、筆者が実際に拝見した「ねんきん特別便」や定期便には共済の加入時期が記載されているものもあった。
- (注6) 逆に、もともと老後資金について考えたいと思っていた人が、「ねんきん特別便」をしっかりと読んだ可能性もある。今回の結果からは、因果関係の方向ははっきりしない。
- (注7) 2009年11月に行われた行政刷新会議の事業仕分け第2WGでは、「予算計上見送り」とされた。
- (注8) スウェーデンでは、全員分の年金通知を一度に発送しているため、送付時に新聞広告を出すなど周知キャンペーンを実施している。日本では誕生日ごとに、かつ月内についても順次発送しているため同様の措置はとりにくい。しかし、例えば各月の発送日を統一すれば、同様のキャンペーンが可能かも知れない。
- (注9) レガシーシステムとは、時代遅れの古いシステムを指す。現在の社会保険庁の記録管理システムは、レガシーシステムであると批判されている。